

核兵器廃絶に向け各国が核兵器禁止条約に参加できる環境整備の強化を求める意見書の提出について

核兵器廃絶に向け各国が核兵器禁止条約に参加できる環境整備の強化を求める意見書を別紙のとおり提出するものとする。

平成30年10月3日提出

秦野市議会総務常任委員会
委員長 今井 実

提案理由

核兵器のない世界の実現に向け、世界で唯一、核の犠牲となった我が国は、核保有国と非核保有国との対話の機会を増やすなど、重要な役割を担っていることから、各国が核兵器禁止条約に参加できる環境整備の強化することについて、国に意見書を提出するものであります。

核兵器廃絶に向け各国が核兵器禁止条約に参加できる環境整備の
強化を求める意見書

平成29年7月7日に国連本部において、核兵器禁止条約が採択されてから1年が経過したが、各国の思惑は一致せず、核保有国と非核保有国との溝が一層深まっている状況である。

そのような中、日本政府はこれまでも核軍縮と核不拡散に積極的に取り組み、現在は核保有国と非核保有国の対話を進めるために「核軍縮の実質的な進展のための賢人会議」を設け、核軍縮の監視、検証及び遵守のメカニズム構築などの提言を2020年核兵器不拡散条約（NPT）運用検討会議で建設的な議論が行われるよう努力をしているところである。

国際社会についても核兵器廃絶や恒久平和の実現に向けた取組みを進めているが、世界で唯一、核の犠牲となった我が国には、核保有国と非核保有国の橋渡し役として対話の機会を増やし、核兵器の脅威や非人道性を次世代に継承していくことなどの重要な役割がある。

したがって、国においては、次の事項の実現に向け特段の措置を講じられるよう要望するものである。

- 1 核兵器のない世界の実現に向け、核保有国と非核保有国との対話の機会を増やすこと。
- 2 核兵器の脅威を次世代へ継承するため、被爆体験を積極的に学ぶ機会を設け、世界に発信する人材を育成すること。
- 3 核兵器の脅威や非人道性に対する啓発の強化を各国に求めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年10月3日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
外務大臣
様

秦野市議会議長 阿蘇佳一